

# 博士論文の電子公開および複写（ダウンロード）等に関する許諾書

9999 年 99 月 99 日

法政大学図書館長 殿

私が執筆した下記の博士論文（本文全文もしくは要約）について、法政大学学術機関リポジトリならびに国立国会図書館を通じて、インターネット上に無償公開し、全文の複写に供することを許可します。

尚、許可にあたり、法政大学図書館からの「博士論文の電子公開および全文複写（ダウンロード）について」とする別紙の説明を理解し、許諾するものと致します。

記

所属	公共政策 研究科 公共政策学 専攻		
学生証番号	99Q9999 (論文博士の方は記入不要です)		
氏名(漢字)(自署捺印)	田中 正治		印
氏名(よみがな)	たなか まさはる		
氏名(ローマ字)	TANAKA Masaharu		
論文題目	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ -○○○○○○○- 【副題がある場合は必ずご記入ください】		
論文題目(よみがな)	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ -○○○○○○○○○○○○○○○○○○○-		
題目訳(英語・任意)	(より広い公開・オープンアクセス化にご協力ください) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ -○○○○○○○○○○○○○○○○○○○- 【論文題目の英訳をご記入ください】		
検索ワード(任意)	(主題、汎用性の高い件名や学術用語などが望ましい) 独立行政法人、地方自治、公共		
指導教員	白井 和夫		
学位取得(予定)日	9999年 99月 99日	学位名	博士(公共政策学)
公開するもの(審査要旨は全員公開)	<input checked="" type="checkbox"/> 全文 <input type="checkbox"/> 要約(学位規則「やむを得ない事由」に該当。研究科長会議承認・要)		
公開禁止期間設定	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 年 月 日以降公開する(設定理由)		
現在の公表状況	学術雑誌等への公表状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公表済 <input type="checkbox"/> 公表予定 <input type="checkbox"/> 公表予定なし <input type="checkbox"/> その他( )	
	公表先	(初出誌の書誌情報等を記入のこと) 雑誌名または書名、出版社名、刊行年、掲載巻号、掲載ページ等 「独立行政法人制度の○○○の課題」、『△△△研究』第17巻、3-7頁、2007年9月 「地方独立行政法人における△△△△」、『自治総研』通巻第123号、12-35頁、2009年1月	
連絡先	(修了後の連絡先をご記入ください。公開許諾事項以外の問い合わせを受けた場合に利用します。)		
	住所	162-0843 新宿区市谷田町 2-13-2 大学院棟 1階 101	
	電話	03-5228-0550	
	Eメール	hgs@adm.hosei.ac.jp	

以上

大学事務処理欄	学位授与番号		
---------	--------	--	--

(別紙：以下は申請者保管用のため提出不要)

## 博士論文の電子公開および全文複写（ダウンロード）について

法政大学図書館

2013年4月1日に改正学位規則が施行されました。これに伴い、より広くより多くの人に向けて博士論文が公開されることとなりました。省令に基づき学術機関リポジトリによる公開が原則となり、リポジトリを通じて国立国会図書館へ収集されます。リポジトリにより公開された論文全文の所在情報は、国立情報学研究所提供のポータルサイト（JAIRO）、学術データベース CiNii 等により、波及的に広がっていくことが期待されます。

公開後は、「法政大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）」（別紙）に則り運用されて参ります。著作権は著作権者に留保されたまま公開されます。当該論文が出版等で、さらに有効な成果の公開がなされる場合には著作権者の利益が損なわれないよう、公開停止などの手続きを取ることもできます。

学位取得後の論文公開にあたって、この許諾書を提出していただきますが、下記の注意事項ならびに留意事項についてご確認くださいませようお願いします。

### <注意事項>

- 注1 この許諾書は、博士論文をインターネット上に公開するために、著作権法の定める公衆送信権・複製権（ダウンロード権）について許可を与您していただくものです。
- 注2 博士論文本文の PDF データに法政大学図書館が行う加工は、国立国会図書館へのハーベスティングや検索エンジン・学術ポータル等の論文検索で必要なメタデータの付与と、PDF ファイル各ページに対する「Hosei Repository」のヘッダー付与となります。文中に学籍番号等が記載されている場合、そのまま公開されてしまいますので、ご注意ください。
- 注3 データの公開にあたり、法政大学学術情報リポジトリのホームページ上に、データの複製・印刷・ダウンロード等は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示いたします。
- 注4 学位論文に共著者がある場合、資料館等の許可を得た資料を用いて執筆されている場合はそれぞれから論文の公開について許諾を得ておいてください。
- 注5 博士論文を公表予定の場合は、出版社等へ連絡し公開の許諾を得てください。既に公開済の場合も同様に許諾を得るようにしてください。出版社から許諾が得られない場合は大学院事務担当に速やかに連絡を取ってください。
- 注6 省令改正に関する留意事項に公開の目的を「より効果的に達成」するよう促されています。当館ではその具体策として論文題目の英訳欄、検索キーワード欄を設けています。ご協力ください。
- 注7 記入スペースが足りない場合は、別紙にご記入ください。
- 注8 許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。ただし、公開作業にあたり、業務の一部を外部へ委託する場合があります。

### <留意事項>

博士論文公開後に、特許・実用新案の申請、出版の予定が生じ、公開を取り下げる申請を希望する場合は、速やかに大学院事務担当までご連絡ください。

法政大学学術機関リポジトリに関する照会先：

102-8160 千代田区富士見 2-17-1 法政大学図書館事務部 市ヶ谷事務課 学術機関リポジトリ担当  
TEL: 03-3264-9512 / FAX: 03-3264-9687 / E-Mail: libi@hosei.ac.jp

## 法政大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）

（目的）

1. 法政大学図書館（以下「図書館」という。）は、法政大学の教育・研究の発展に資するとともに、社会的貢献を果たすため、本学における教育・研究成果を収集し、法政大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に蓄積し、大学内外に無償で発信する。この運用を明確にするため、「法政大学学術機関リポジトリ運用指針」を定める。

（登録者）

2. リポジトリに教育・研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、下記のとおりとする。

- （1）本学に在職する専任教職員
- （2）本学に在籍する学生・大学院生
- （3）その他、図書館長が認めた者

（登録要件）

3. 登録要件は、下記のとおりとする。

- （1）教育・研究の成果であること。
- （2）本学において成果の主要な部分が作成されていること。
- （3）ネットワークを通じて配信できること。

（登録申請）

4. 登録者は、「登録申請・許諾書」を図書館長へ提出したのち、リポジトリ登録システムにより教育・研究成果の登録が行える。

（図書館の成果利用方法）

5. 図書館は、登録された教育・研究成果を下記の方法で利用するものとし、登録者はこのことを許諾する。

- （1）成果の複製とリポジトリを構築するサーバーへの格納
- （2）ネットワークを介した複製物の不特定多数への無償送信
- （3）保存および利用維持のための複製・媒体変換

（利用者への著作権法遵守の通知）

6. リポジトリの利用にあたり、著作権法が遵守されるべきことを、図書館は利用者へ通知する。

（登録者以外の著作権者との関係）

7. 登録者のみに著作権が帰属しないときは、下記のとおりとする。

- （1）著作権が登録者を含め複数の者に帰属するとき、登録者は図書館に対し、リポジトリ登録について、他の著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。
- （2）著作権が登録者以外の者・団体等に帰属しているとき、登録者は図書館に対し、リポジトリ登録について、著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。

（著作権の留保）

8. 教育・研究成果のリポジトリ登録後の著作権は、著作権者のもとの留保される。

（登録された成果の削除）

9. 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果が、下記に該当するときには削除することができる。

- （1）登録者が削除の申請を行い、学術機関リポジトリ運営委員会が承認したとき。
- （2）公序良俗に反する内容、法に違反する内容、本学の名誉を著しく傷つける内容等の理由により、学術機関リポジトリ運営委員会が削除を決定したとき。

（規程の改廃）

10. この規程の改廃は、学術機関リポジトリ運営委員会の議を経て行われるものとする。

付則

この規程は、2006年10月1日から施行する。